

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

- （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の検査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、検査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

- 第5条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第6条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

(下請次数を制限した工事の試行)

- 第7条** 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
- 2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図

の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（C C U S 活用推奨モデル工事）

第11条 本工事は、技能者の待遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（C C U S 活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

(週休 2 日確保工事)

- 第12条 本工事は、建設工事の中長期的な扱い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休 2 日に取り組む「週休 2 日確保工事」であり、別に定める「週休 2 日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休 2 日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第 9 条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休 2 日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休 2 日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>



（標示板記載例）月単位の場合



（標示板記載例）完全週休 2 日（土日）の場合

（本工事の特記仕様事項）

- 第13条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

その他特記仕様書

第1章 工事内容

1-1 目的

本工事仕様書は、中岩倉揚水機場における設備を補修することで施設の機能保全を図ることを目的とする。

1-2 工事場所

徳島県美馬市脇町井口

1-3 工事の概要

本工事の概要は以下の通りである。

- ・中岩倉揚水機場 ポンプ設備一式

1-4 更新対象設備及び設計諸元

名称	単位	数量	備考
2号真空ポンプ	台	1	
2号主ポンプ盤	台	1	
補器盤	台	1	
フロート式水位計	台	1	

諸元は別紙「機器仕様」を参照のこと。

1-5 試運転

据付工事が完了した時は、監督員立会いのもとに、試運転を行い支障がないか確認を行う。

既設機器仕様

2号真空ポンプ

2号真空ポンプ要項

口	径	: 20mm
最 大 空 気	量	: 0.3m ³ /min
最 大 負 荷		: 700mmHg
回 転 数		: 3425min ⁻¹
電 動 機 出 力		: 0.75KW

付属品

ポンプ共通ベース	1組
基礎ボルト	1組
補給水層（ボールタップ、電極、液面計付）	1基
相フランジ・ボルト	1組
真空計	1組

主ポンプ盤

主ポンプ盤要項

形	式	: 屋内鋼板製単位閉鎖自立形、JEM1265、C形
寸	法	: 幅700×高さ2350×奥行1600
内 蔵 機 器	(1面につき)	
配線用しや断器	:	3極、225AF
配線用しや断器	:	3極、50AF
零相変流器	:	
地絡過電流継電器	:	
計器用変流器	:	200/5A
三極单投電磁接触器	:	
サーマルリレー	:	
低圧進相コンデンサ	:	200V、600μF
同上用直列リアクトル		
補助継電器		
限時継電器		
盤 面 取 付 品	(1面につき)	

名称板	:	1式
交流電流計	: 0~200A	1個
同上切替スイッチ	:	1個
切替スイッチ	: No. 2主ポンプ盤は1個	3個
操作スイッチ	:	5個
表示灯	: 緑・赤	4組
表示灯	: 赤・緑・赤	1組
集合故障表示灯	:	1式
運転時間計	:	1個
吐出弁開度計	: 取付スペース	1式
引鉗スイッチ	: 非常停止	1個
押鉗スイッチ	: ランプテスト、故障復帰	2個
3要素継電器	:	1台

補器盤

補器盤要項

形	式	: 屋内鋼板製単位閉鎖自立形、JEM1265、C形
寸	法	: 幅800×高さ2350×奥行1600
内蔵機器		
乾式モールド変圧器	:	单相3線式、7.5KVA、210/210-105V、連続、B種絶縁
配線用しや断器	:	3極、50AF
配線用しや断器	:	2極、50AF
配線用しや断器	:	3極、30AF
漏電保護継電器	:	
サーマルリレー	:	
3極单投電磁接触器	:	
補助継電器	:	
限時継電器	:	
アレスタ取付スペース	:	
ディストリビュータ取付スペース	:	
超音波流量計変換器取付スペース	:	
警報設定器取付スペース	:	
フロートレスリレー取付スペース	:	
盤面取付品		
名称板	:	1式
切替スイッチ	:	3個
操作スイッチ	:	2個
表示灯	:	2組
集合故障表示灯	:	1式
押鉗スイッチ	:	2個
吸水層水位指示計取付スペース	:	1式
送水流量指示計取付スペース	:	1式
送水流量積算計取付スペース	:	1式
吐出槽水位指示計取付スペース	:	1式

フロート式水位計

フロート式水位計要項

フロート式水位発信器	: 現場アレスタ、現場指示計付、0~8m	1台
アレスタ	: 補器盤	1台
ディストリビュータ	: 補器盤	1台
警報設定付指示計	: 補器盤	1台